

## 令和6年度介護報酬改定に伴う留意事項 (地域密着型サービス・第1号通所事業)

- 令和6年3月以前から算定している加算について、区分の変更なく引き続き算定する場合は、新たな届出は不要です。
- 届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。介護職員等処遇改善加算の改定の時期は、6月になります。
- 届出の時期は4月の改定の場合は4月15日まで、6月の改定の場合は5月15日までとなりますので、各々ご対応をお願いします。
- 以下の表に記載した内容以外に、
  - (1) 新たに加算を算定する場合
  - (2) 加算の区分を変更する場合
  - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合についても届出が必要です。
  - (4) 要件が変更になっている加算について、届出不要としている場合であっても、再度要件を満たしているか確認し、要件を満たさなくなった場合は、加算の取下げを届出てください。

### 1. 4月改定のサービス及び加算

#### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	「加算Ⅰ」に該当する場合は、 <u>新たな届出が必要です。</u>
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	<u>既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなされます。</u> 既存届出内容が「なし」の場合は、新たな届出が必要です。

総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	「加算Ⅰ」に該当する場合は、 <u>新たな届出が必要です。</u>
総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	<u>既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなされます。</u> 既存届出内容が「なし」の場合は、新たな届出が必要です。

### 【地域密着型通所介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	重度者ケア体制加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

### 【（介護予防）認知症対応型通所介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>

### 【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	「加算Ⅰ」に該当する場合は、 <u>新たな届出が必要です。</u>

総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	既存届出内容が「あり」で、 <u>新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなされます。</u> 既存届出内容が「なし」の場合は、新たな届出が必要です。
—	認知症加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

### 【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	認知症チームケア推進加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
医療連携体制加算	医療連携体制加算（Ⅰ）イ	<u>既存届出内容が「加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は、「加算（Ⅰ）イ」とみなされます。</u> 既存届出内容が「加算Ⅲ」以外の場合は、新たな届出が必要です。
医療連携体制加算	医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	<u>既存届出内容が「加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は、「加算（Ⅰ）ロ」とみなされます。</u> 既存届出内容が「加算Ⅱ」以外の場合は、新たな届出が必要です。

医療連携体制加算	医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	既存届出内容が「加算Ⅰ」 で、新たな届出がない場合は、「加算（Ⅰ）ハ」とみな されます。 既存届出内容が「加算Ⅰ」 以外の場合は、新たな届出 が必要です。
医療連携体制加算	医療連携体制加算（Ⅱ）	新たな届出がない場合は、 「なし」とみなされます

### 【看護小規模多機能型居宅介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「 <u>減算型</u> 」とみなされます
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「 <u>減算型</u> 」とみなされます
—	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は、 「 <u>なし</u> 」とみなされます
総合マネジメント体制強化 加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	「加算Ⅰ」に該当する場合は、 新たな届出が必要です。
総合マネジメント体制強化 加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	既存届出内容が「あり」で、 新たな届出がない場合は、 「 <u>加算Ⅱ</u> 」とみなされます。 既存届出内容が「なし」の 場合は、新たな届出が必要 です。
緊急時訪問看護対応加算	緊急時対応加算	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 <u>あり</u> 」とみなさ れます ※要件の変更があり、満た さない場合取り下げが必要
—	専門管理加算	新たな届出がない場合は、 「 <u>なし</u> 」とみなされます
—	認知症加算	新たな届出がない場合は、 「 <u>なし</u> 」とみなされます

## 【第1号通所事業】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
運動機能向上体制	—	不要（加算廃止）
選択的サービス複数実施加算	一体的サービス提供加算	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「あり」とみなされます</u> <u>※要件の変更があり、満たさない場合取り下げが必要</u>
事業所評価加算[申出]の有無	—	不要（加算廃止）

## 2. 6月改定のサービス及び加算

### 【共通】

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業）

旧加算	新加算	届出
介護職員処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算	<u>旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、「なし」とみなされます</u>
介護職員等特定処遇改善加算	—	不要（加算廃止）
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	不要（加算廃止）